

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、A社B支店に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、同社同支店における資格取得日に係る記録を昭和22年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日とすることが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については600円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のC社D支店における資格取得日に係る記録を昭和30年1月26日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年7月1日から同年8月1日まで  
② 昭和30年1月26日から32年7月1日まで

私は、申立期間①について、終戦後、短期間だがE市にある事業所に勤務し、貨物の積み下ろしの業務に従事した。

また、申立期間②について、C社に継続して勤務したのに、申立期間②に係る厚生年金保険の加入期間が無いのは納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について

(1) A社B支店に係る厚生年金保険記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間①について、申立人と同姓同名で生年月日が一致し基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

上記の事実からすれば、申立人は、昭和22年7月1日から同年7月31

日までの期間において、A社B支店に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められる。

- (2) 申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、600円とすることが必要である。

## 2 申立期間②について

- (1) 申立人及び同職種の複数の同僚の供述、C社が保管する社員名簿、経歴書、同社が交付する退職証明書、並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間②について、C社に継続して勤務(昭和30年1月26日にC社F支店G出張所から同社D支店H出張所に異動)していたことが認められる。

また、申立人が所持するC社における給与明細書(2か月分)によれば、申立人は、申立期間②当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、C社が保管するC社H出張所組織表に記載されている申立人と同職種の同僚らに係る資料からは、当該同僚16人のうち13人が同社の異動前の事業所と申立事業所の厚生年金保険の被保険者記録がほぼ継続していることが確認でき、社員名簿によれば、申立人は、申立期間②当時、正社員に登用される前の準社員であったことが確認できるところ、当該同僚らは、C社D支店H出張所に異動した当初は正社員登用前の準社員であったが、厚生年金保険の加入記録がある旨を供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

- (2) 申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社における給与明細書(2か月分)の厚生年金保険料の控除額、及び申立人のC社D支店における昭和32年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、1万6,000円とすることが必要である。

- (3) 申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、C社が保管する社員名簿には、昭和32年7月1日にD支店において申立人を技能員として正社員に登用する記録があり、また、この正社員の登用日は社会保険事務所(当時)では知り得ない日付であることから、事業主が、同日を、C社D支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る30年1月から32年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大分厚生年金 事案 496

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額(昭和49年2月から同年7月までの期間は5万2,000円、同年8月及び同年9月は7万6,000円)であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を昭和49年2月から同年7月までの期間は5万2,000円、同年8月及び同年9月までの期間は7万6,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年10月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、昭和49年2月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額について、社会保険庁(当時)の記録と厚生年金基金の記録が相違しているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格取得届及び厚生年金基金加入員給与月額変更届には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の決定額は、昭和49年2月から同年7月までの期間は5万2,000円、同年8月及び同年9月は7万6,000円と記載されていることが確認でき、さかのぼって訂正された形跡は見当たらない。

また、申立期間当時の厚生年金基金加入員資格取得届及び厚生年金基金加入員給与月額変更届の様式について、B厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時から現在まで、厚生年金基金加入員資格取得届及び厚生年金基金加入員月額変更届の様式は、社会保険事務所提出用と厚生年金基金提出用の5部複写の様式を使用しており、当基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出していた。」との回答があった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人のA社における昭和49年2月から同年7月までの期間の標準報酬月額は5万2,000円、同年8月及び同年9月の標準報酬月額は7万6,000

円とする届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同年2月から同年7月までの期間は5万2,000円、同年8月及び同年9月は7万6,000円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月から同年9月までの期間は3万9,000円、同年10月は4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月10日から同年11月21日まで

私は、A社の費用で二種運転免許を昭和44年4月9日に取得し、翌日である同年4月10日から乗務員として勤務したのに、厚生年金保険被保険者の資格を取得した日が同年11月21日からの記録となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する二種運転免許の取得年月日（昭和44年4月9日）及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に乗務員として勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「A社に入社するまでの期間は、乗務員の経験は無かったので、申立事業所と2年間以上は乗務員として勤務する旨を契約し、申立事業所の費用で二種運転免許を取得した。二種運転免許を取得した翌日から乗務員として勤務した。」と供述しているところ、複数の同僚は、「私も申立人と同じような契約を会社と交わし、社費で二種運転免許を取得した。」とそれぞれ供述している上、同人らは二種運転免許を取得した日の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

当時のA社の社会保険事務担当者は、「当時、当社では、一定期間勤務する契約を締結した者を社費で二種運転免許を取得させる制度があった。厚生年金

保険の加入についても同免許を取得する前後に加入させていた。」旨の供述をしており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、前述の同僚らが、二種運転免許を取得した日と同月において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同職種の同僚のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得時及び昭和44年10月の厚生年金保険被保険者原票の記録並びに申立人のA社の同年11月の厚生年金保険被保険者原票の記録から同年4月から同年9月までの期間は3万9,000円、同年10月は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業所番号等索引簿によれば、A社は平成15年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており供述を得ることができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月ごろから 30 年 6 月ごろまで

私は、申立期間当時、A社が所有するB丸に乗り込んで、漁に従事していたのに、社会保険事務所（当時）の記録には、申立期間の船員保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

業務内容に係る申立人の具体的な供述から、申立人が、申立期間当時、B丸に乗り込んでいたことはうかがえる。

しかしながら、船舶所有者名簿によれば、A社が所有する船舶は、昭和 31 年 12 月 1 日に船員保険の適用船舶に該当しており、申立期間当時は船員保険の適用船舶ではなかったことが確認できる。

また、当時の事業主及びA社に係る船員保険被保険者名簿から船員保険の被保険者記録が確認できる同僚のほとんどは既に死亡又は居所不明であるところ、供述を得ることができた同僚らについては当時の記憶が定かでなく船員保険の加入状況等に係る関連資料及び供述等を得ることができない。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無い上、申立人がB丸に同乗していたと記憶する6人のうち、二人の氏名は認められるものの、当該被保険者名簿によれば、その二人を含め昭和31年12月1日より前の期間において同社における船員保険被保険者の資格を取得している者は確認できない。

ちなみに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、当時の事業主及び当該被保険者名簿から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は既に死亡又は居所不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等に係る関連資料及び供述等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月ごろから 48 年 6 月ごろまで

私は、A社に正社員として、昭和 46 年 1 月ごろから 48 年 6 月ごろまで勤務した。申立期間において、厚生年金保険に加入していたと思われるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び複数の同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所番号等索引簿から、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認することができない。

また、商業登記簿から申立事業所は確認できず、当時の事業主は既に死亡しているほか、当時の事業主の妻は疾病のため、申立事業所における厚生年金保険料の控除等に係る関連資料及び供述等を得ることができない。

さらに、申立人が名前を挙げた者を含む複数の同僚らは、「A社は従業員が3人の個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は確認できない上、オンライン記録上においても当該同僚らのA社における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。なお、当該同僚の一人は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 500

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 15 日から同年 11 月 24 日まで

私は、A社（現在は、B社）C所に昭和17年から20年11月23日までの期間において勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者記録は20年9月15日までの期間となっている。

しかしながら、昭和20年11月23日に給与を受け取ってから退職した記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚に照会した結果、「申立人を記憶しているが、退職時期などは分からない。」とそれぞれ供述しており、申立人が、申立期間においてA社C所に勤務していたことを確認できる供述を得ることができない。

また、B社C所が保管する人事記録によると、申立人は昭和20年9月15日付けで同社を退職していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、A社C所における申立人の厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日は同日であり、いずれもオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社C所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、同社の女性従業員の多数の者は、昭和20年9月15日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。